

あだち地域農業振興センター

一半年の成果

J Aみちのく安達農業振興センター
安斎基司男



J Aみちのく安達管内では、昨年5月にJ A本店内部に安達地域農業振興センターを立ち上げ、半年が過ぎました。

当センターは、J Aみちのく安達農業振興課が事務局を務め、構成員の管内2市1村・安達農業普及所・J Aの担当者が毎週火曜日に当センターに集まり各種事業の推進について協議を行っています。主な協議内容は、設立当初に地域水田農業活性化緊急対策が始まっていたことから、主として米の生産調整関連で、その実施状況や水田経営所得安定対策、集荷円滑化対策など、これまで個々の市町村とJ Aがそれぞれ行っていた業務が中心となりました。

特に、生産調整の取り組みでは稲WCS、加工米、飼料用米や地域間調整等があげられ、稲WCSの取り組みでは二本松市で昨年までに比べ2.4倍の12ヘクタールと飛躍的に拡大したほか、加工米は本宮市の19.9ヘクタールを最大に管内で26.7ヘクタール、飼料用米についても4.1ヘクタールの成果をあげることができました。

水田経営所得安定対策

また、地域水田農業活性化緊急対策では124名で38.4ヘクタールの加入やでも前年比1.6倍の225名加入等の成果があげられました。

この他、免税軽油の説明会もスムーズに開催することができたことなど、振興センター会議を毎週開催することにより短時間で調整し結果を出すことができ、その成果は大きいものがあります。



ホールクロープサイレージの様子



大玉村地域水田農業推進協議会事務局会議
(大玉村農政課・安達普及所・農業共済組合・J Aみちのく安達の各担当者)

(表) 平成20年度あだち地域農業振興センター水田生産調整の主な取り組み面積

生産調整品目	平成19年度	平成20年度
稲WCS	0.0	12.0
飼料米	0.0	4.2
加工米	9.3	27.0
アスパラガス	5.0	6.2

J Aグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 TEL 024-554-3072 FAX 024-554-6022)

http://www.fs-suishin.jp/04_doc/04_vision.html

集落営農の推進について 福島県農林水産部農業担い手課 主査 佐藤有子

1. 福島県における集落営農推進の取り組み

本県では、担い手等の経営安定を図るため、平成17年度から集落営農の推進に取り組み、平成19年7月には、平成22年度までの推進方針として、「「ふくしま型集落営農」の推進について」を策定し、市町村やJA等と連携を強化し、一体的な推進活動を展開しており、これまでに県内の427集落（平成20年9月末現在）において集落営農が取り組まれています。

2. これまでの推進活動の成果

(1) 集落での自発的取り組みが加速した事例

会津や浜通り地方では、担い手組織の法人化等の組織強化が進んでおり、水田経営所得安定対策への加入も増加しました。また、南会津地域など中山間地域を中心に、集落ぐるみ型による直売活動の開始や既存組織の連携強化が図られるなど、地域の活性化につながる取り組みが見られました。

(2) 直播・特別栽培米・大豆の作付け拡大、園芸作物の導入事例

県南地域では、水稻直播や飼料稲が拡大し、会津地域ではソバから大豆へ転換が進み、相双地域では特別栽培米の取り組みへの関心がより一層高まりました。安達地域ではリンドウが、いわき地域では、ブロッコリーが新規作物として導入されました。また、各地域の多くの集落営農実践集落で、アスパラガスやサトイモが導入されました。

(3) 地域の市町村、JA等の自主的活動が強化された事例
 県内全域（檜枝岐村を除く）に地域担い手育成総合支援協議会（52組織（平成20年7月末現在））が設立され、関係機関・団体等が連携して、担い手等の経営安定に向けた活動支援が展開されています。また、安達、会津坂下、双葉地域では、農用地利用改善団体同士の連携強化を図るため、農用地利用改善団体連絡協議会が設立

されました

3. 今後の推進方策

今後は、これまでの集落営農推進活動の中で得られた問題点を早急に解決し、厳しい農業情勢の中でさらに担い手等の経営安定を目指すため、市町村・JA等との連携をより一層強化し、以下の方策を重点に集落営農を推進します。

(1) 集落の合意形成組織である「農用地利用改善団体」の自主的な活動を支援します。

- ・「集落営農ビジョン」実現に向けたアクションプランの作成を支援します。

- ・団地化、ブロックローテーションによる作付けを提案します。

(2) 担い手の経営発展を支援します。

- ・特定農業団体やそれに準じる組織に対して、集落リーダーや担い手の経営能力の向上を図りつつ、具体的な法人化計画の策定及び計画の実現に向けた活動を支援します。

- ・受託組織の将来の方向性を整理し、共同販売・共同経理に対する理解深化を図り、集落営農組織として水田経営所得安定対策に加入できるよう組織再編を支援します。

- ・地域水田農業ビジョン等の担い手に対し、認定農業者への誘導を図り、メリット措置が十分享受できるよう支援します。

(参考) 担い手組織及び農用地利用改善団体設立状況

ア 特定農業法人数	18 法人(2)
イ 特定農業団体数	41 団体(0)
ウ 農用地利用改善団体数	327 団体(34)

※20年9月末現在確定値、（ ）は20年3月末からの増加数

